

○行田市同和対策集会所設置及び管理条例

昭和47年9月27日条例第29号

(設置)

第1条 本市は、同和教育の充実を図るため、同和対策集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
行田市下須戸集会所	行田市大字下須戸1372番地
行田市小見集会所	行田市大字小見935番地
行田市片原集会所	行田市大字埼玉3125番地
行田市須加集会所	行田市大字須加4811番地

(管理)

第3条 集会所は、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(利用の許可)

第4条 集会所を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 教育委員会は、集会所の利用目的に反し、又は集会所の秩序を乱す等管理上支障があると認めるときは、集会所の利用を許可しないことができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 利用の許可を受けた者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(利用の取消し)

第8条 集会所の利用目的又は利用条件に違反したときは、利用の許可を取り消すことができる。

(原状回復の義務)

第9条 利用の許可を受けた者は、施設の使用が終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。

(弁償)

第10条 利用の許可を受けた者は、施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は教育委員会の裁定する額を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(運営委員会の設置)

第11条 地域住民の意思を反映した集会所の企画運営を図るため、各集会所に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の定数)

第12条 委員会の委員の定数は、10人以内とする。

(委員の任期)

第13条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱)

第14条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 社会教育関係代表者
- (3) 学校代表者
- (4) 学識経験者

(委任)

第15条 この条例の定めるほか、集会所の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。